令和８年６月森町議会定例会会議録

１　招集日時　　令和８年６月３日（水）　　午後１時３０分

２　招集場所　　森町議会議事堂

３　開会・開議　　令和８年６月３日（水）　　午後１時３０分

４　応招議員

１番議員	榊原雄太	２番議員	小澤由彦
３番議員	髙木幸広	４番議員	佐藤嘉彦
５番議員	鈴木哲司	６番議員	清水健一
７番議員	佐藤明孝	８番議員	川岸和花子
９番議員	岡戸章夫	10番議員	加藤久幸
11番議員	中根信一郎	12番議員	西田　彰

５　不応招議員　　なし

６　出席議員　　応招議員に同じ

７　欠席議員　　なし

８　地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	永井雅也
教育長	野口和英	総務課長	平田章浩
危機管理課長	鈴木知寿	政策企画課長	鈴木勇登
財政課長	鈴木俊久	税務課長	長野　了

住民生活課長	野口　忠	福祉課長	中村　貢
健康こども課長	三澤由紀子	農林政策課長	栗田俊助
産業政策課長	福島光英	建設課長	緩鹿英文
定住推進課長	秋山大介	上下水道課長	小坂一郎
会計課長	髙山　亮	学校教育課長	岩井秀司
社会教育課長	磯谷博俊	病院事務局長	朝比奈直之
病院管理課長	内山敬浩		

9　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	榊原一嘉	議会書記	森下幹子

10　議事日程

――――――　会議録署名議員の指名

――――――　会期の決定

令和８年６月３日から６月２５日まで２３日間

――――――　報告事項

１　第二常任委員長の辞任許可について

２　議会運営委員の辞任許可について

３　議会運営委員の指名について

４　議員派遣（専決処分）について

５　例月出納検査の結果について

６　令和７年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書について

７　令和７年度森町一般会計事故繰越し繰越計算書について

８　令和７年度森町水道事業会計予算繰越計算書について

９　令和７年度森町病院事業会計予算繰越計算書について

１０　森町水道事業会計債権の放棄について

１１　森町病院事業会計債権の放棄について
１２　専決処分の報告について
１３　令和７年度周智郡土地開発公社決算及び令和８年度事業計画・予算について例月出納検査の結果について

――――――――　第二常任委員長及び副委員長の指名

議案第４２号　専決処分の報告承認を求めることについて

議案第４３号　専決処分の報告承認を求めることについて

議案第４４号　専決処分の報告承認を求めることについて

議案第４５号　専決処分の報告承認を求めることについて

議案第４６号　森町固定資産評価員の選任について

議案第４７号　人権擁護委員候補者の推薦について

議案第４８号　人権擁護委員候補者の推薦について

議案第４９号　森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第５０号　令和８年度森町一般会計補正予算（第２号）

議案第５１号　令和８年度森町一般会計補正予算（第３号）

議案第５２号　令和８年度森町介護保険特別会計補正予算（第１号）

議案第５３号　第１０次森町総合計画基本構想の策定について

議案第５４号　建設工事変更請負契約の締結について

11　会議に付した事件　　議事日程に同じ

＜議事の経過＞

議　　長	（　中根信一郎　議長　）出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和８年６月森町議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すようにお願いします。

ここでお諮りします。

森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して『議長』と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。」とあります。本定例会は、円滑な議会運営を行うため、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（　「異議なし」という者多数　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）異議なしと認めます。

したがって、発言するときは、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、12番、西田彰議員及び１番、榊原雄太議員を指名します。

日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から６月25日までの23日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（　「異議なし」という者多数　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から６月25日までの23日間に決定しました。

日程第３、「報告事項」について、議長から「第二常任委員長の辞任許可について」、「議会運営委員の辞任許可について」、「議会運営委員の指名について」、「議員派遣（専決処分）について」、監査委員から「例月出納検査の結果について」、町長から「令和７年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、「令和７年度森

町一般会計事故繰越し繰越計算書について」、「令和７年度森町水道事業会計予算繰越計算書について」、「令和７年度森町病院事業会計予算繰越計算書について」、「森町水道事業会計債権の放棄について」、「森町病院事業会計債権の放棄について」、「専決処分の報告について」、「令和７年度周智郡土地開発公社決算及び令和８年度事業計画予算について」報告が来ております。

サイドブックスに掲載のとおりでございますので、御了承願います。

日程第４、「第二常任委員長及び副委員長の指名」を行います。

お諮りします。

第二常任委員長及び副委員長の指名については、森町議会委員会条例第８条第２項の規定により、サイドブックスに掲載のとおり、議長が指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（　「異議なし」という者多数　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）異議なしと認めます。

したがって、第二常任委員長及び副委員長は、サイドブックスに掲載のとおり、指名することに決定しました。

日程第５、議案第 42 号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（　職　員　朗　読　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町　　長　（　太田康雄　町長　）ただいま上程されました議案第 42 号「専決処分の報告承認を求めることについて」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費支給規程が改正され、都道府県ごとに定められている宿泊費基準額が改正されたことから、本町に

おいても国と同額の宿泊費基準額とするよう森町職員等の旅費に関する条例の一部改正を早急に行う必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定により、本年３月31日付けで専決処分を行いましたので、同条第３項の規定に基づき、議会に報告して承認を求めるものであります。なお、今後においても、国と同額の宿泊費基準額を採用してまいりたいため、別表で定める宿泊費の金額の欄を「国家公務員等の旅費支給規程別表第２職務の級が10級以下の者の欄に定める額」とするものでございます。施行日は国と同じ令和８年４月１日でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

本案は、原案とおり承認することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　全　員　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

日程第６、議案第43号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（　職　員　朗　読　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町　　長　（　太田康雄　町長　）ただいま上程されました議案第 43 号「専決処分の報告承認を求めることについて」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」により行政手続法が改正され、本年５月 21 日に施行されることに伴い、行政運営におけるデジタル化を推進し、適正かつ迅速な手続を確保するため、これに関連する森町行政手続条例の一部改正を早急に行う必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第１項の規定により、本年５月 18 日付けで専決処分を行いましたので、同条第３項の規定に基づき、議会に報告して承認を求めるものであります。なお、今回の改正は、条例・規則に基づく不利益処分に係る聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関し、名宛人の所在が判明しない場合に行う公示送達について、法令に基づく処分等と同様の手続が行えるよう不特定多数の者が閲覧できるインターネットによる公表をするための見直しを行うものであります。施行日は令和８年５月 21 日でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

８番、川岸和花子議員

８番議員　（　川岸和花子　議員　）８番、川岸でございます。

森町行政手続条例の一部を改正する条例ということで、このデジタルの改革ということで、ここに表現されている電子計算機の映像面というのが、インターネット上に表示するということで、ホームページに上げるということ、そういう意味で間違いないかどうかです。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）総務課長。

総務課長	（　平田章浩　総務課長　）総務課長です。 川岸議員の質問にお答えをさせていただきます。 川岸議員おっしゃるとおり、インターネット、ホームページに載せるものでございます。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。 ４番、佐藤嘉彦議員。
４番議員	（　佐藤嘉彦　議員　）４番、佐藤でございます。 １点確認をさせていただきたいと思います。 第15条第４項のところですが、公示送達の方法についてということで、現状は庁舎の掲示板への掲示と。それが改正によって、いわゆるインターネットの公表と庁舎の掲示板への掲示か、窓口でのパソコン画面表示ということで、これについてはどちらかを選択みたいな形で「又は」ということになっておりますけれども、本町の場合、これから公示送達の方法としては、そのインターネット公表に加えて、どちらの方法をとるかというところをお聞かせいただきたいと思います。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）総務課長。
総務課長	（　平田章浩　総務課長　）総務課長です。 佐藤嘉彦議員の質問にお答えをさせていただきます。 森町においては掲示板への掲示、または電子計算機の映像面の表示、どちらにするかという御質問でございますけども、現在掲示板への掲示を行っております。改正後につきましてはインターネット、ホームページで不特定多数が見られるようにするのは必須でございまして、「又は」ところにつきましては、引き続き掲示板の掲示を行っていきたいと考えております。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。 12番、西田彰議員。
12番議員	（　西　田　彰　議員　）最近インターネットにおいて、氏名やそういったものが公表された場合に、それに尾尻がついて、いろいろありもしないことが流されたり、真実でないものが流れたり

	というような状況が非常に多く見られるようです。そういった場合、もしそのことが本人にとってもう明らかに不利益だということで、例えば裁判沙汰になるとか、そういったことというのは考えられると思うのですけども、そのときの対処はどのようにするのでしょうか。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）総務課長。
総務課長	（　平 田 章 浩　総務課長　）総務課長です。 西田議員の質問にお答えをさせていただきます。 これにつきましては国の行政手続法が改正され、5月21日から施行されております。町も条例を改正し、同様の改正を行っておりますので、インターネットのホームページで出すこの公示送達につきましては、法律に基づくものと今回の条例、規則に基づくもの両方がインターネットで流されるということになります。ただし、西田議員御心配のことと思いますけども、それにつきましては、掲示板と同様のものを全く同じ状態で流すということではなくて、マスクといいますか、必要以上のものが見えないような状態にして、ホームページ出すということを行ってまいるということでございます。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）続けて説明がありますか。
総務課長	（　平 田 章 浩　総務課長　）総務課長です。 答弁漏れがありましたので回答させていただきます。 これにつきましては法律に基づく、それから条例に基づくものということで、こちらが訴えられるということは想定をしておりません。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。 （　発言する者なし　）
議　　長	（　中根信一郎　議長　）質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 まず、本案に対する反対の方の発言を許します。 （　発言する者なし　）

議　　長	（　中根信一郎　議長　）討論なしと認めます。 これから、議案第43号を採決します。 本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。 （　起　立　全　員　）
議　　長	（　中根信一郎　議長　）起立全員です。 したがって、議案第43号は原案のとおり承認されました。 日程第７、議案第44号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。 （　職　員　朗　読　）
議　　長	（　中根信一郎　議長　）本案について、提案理由の説明を求めます。 町長。
町　　長	（　太田康雄　町長　）ただいま上程されました議案第44号「専決処分の報告承認を求めることについて」、提案理由の説明を申し上げます。 本案は、令和８年度の地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年３月31日に公布され、原則として同年４月１日から施行されることに伴い、これに関連する森町税条例、森町都市計画税条例及び森町国民健康保険税条例の一部改正を早急に行う必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定により、本年３月31日付けで専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により、議会に報告して承認を求めるものであります。 初めに、「森町税条例の一部を改正する条例」について、主な改正内容について、申し上げます。まずは、本年４月１日において、

軽自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を軽自動車税とするほか、この見直しに係る条例上の所要の規定を改正するものであります。次に、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和12年度分の個人の町民税まで延長する改正を行うものであります。また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者移動等円滑化法」といいます。）に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行い、高齢者移動等円滑化法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税の減額措置について、見直したうえ、その対象資産の改修期限を令和11年３月31日まで延長する改正を行うものであります。そのほか、地方税法等の改正に伴い、引用法令の項ずれの修正等、所要の改正を行うものであります。

次に、「森町都市計画税条例の一部を改正する条例」につきましては、先ほど、森町税条例の改正内容の説明の際に申し上げましたように、高齢者移動等円滑化法に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行い、高齢者移動等円滑化法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る都市計画税の減額措置について、見直したうえ、その対象資産の改修期限を令和11年３月31日まで延長する改正を行うものであります。また、地方税法等の改正に伴い、引用法令の項ずれの修正等、所要の改正を行うものであります。

最後に、「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。まずは、３月議会の全員協議会において、御説明申し上げた内容でございますが、子ども・子育て支援納付金の創設に伴う所要の改正を行うとともに、子ども・子育て支援納付金の課税額の設定に係る改正を行うものであります。具体的に

は、所得割額については、基礎控除後の総所得金額等に 0.24 パーセントを乗じて算定し、被保険者均等割額については、被保険者一人について 1,770 円とし、18 歳以上被保険者均等割額については、18 歳以上被保険者一人について 130 円とするものであります。また、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額については、３万円とするものであります。次に、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を改正前の 66 万円から 67 万円に引き上げる改正を行うものであります。そして、低所得者に対する国民健康保険税の負担の軽減を図るため、低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準については、５割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乗ずべき金額を改正前の 30 万 5,000 円から 31 万円に、２割減額の対象となる所得の算定においては、被保険者等の数に乗ずべき金額を改正前の 56 万円から 57 万円に引き上げる改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

８番、川岸和花子議員。

８番議員　（　川岸和花子　議員　）川岸です。

今回の専決は、税条例、都市計画税、国民健康保険税が地方税制の改正によって変更されるということですけれども、一番よく分からないのが、税条例と都市計画税の実演芸術公演施設が改修特別特定建築物になったということで、森町内でこの改修特別特定建築物がどのようなものが対象になるのか、また変更があったことで対象になるところが増えたのかどうかを伺います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）税務課長。

税務課長　（　長　野　了　税務課長　）税務課長です。

川岸議員の御質問にお答えします。

今、御発言にあった改修特別特定建築物について、森町におい

て現在対象となる施設はありません。また、改正後も対象となる施設は現在においてはございません。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　多　数　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）起立多数です。

したがって、議案第44号は原案のとおり承認されました。

日程第８、議案第45号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（　職　員　朗　読　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町　　長　（　太田康雄　町長　）ただいま上程されました議案第45号「専決処分の報告承認を求めることについて」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年３月議会定例会議案第19号で、「公の施設の指定管理者の指定について（森町三倉総合センター）」にて、指定管理者の指定を「森町森林組合」で議決をいただきましたが、本年４月１日の「掛川市森林組合」との合併に伴い、指定管理者の指定を「遠州みらい森林組合」へ早急に変更を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定により、本年４月１日に専決処

分を行ったものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

８番、川岸和花子議員。

８番議員　（　川岸和花子　議員　）川岸です。

合併したことで指定管理者が遠州みらい森林組合になったわけですけれども、指定管理者が変わったことで何か変更される点とかの通達はありますか。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）財政課長。

財政課長　（　鈴 木 俊 久　財政課長　）財政課長です。

川岸議員の御質問にお答えします。

変更点はございませんので従来通りのやり方でやっていく形になります。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）討論なしと認めます。

これから、議案第 45 号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　全　員　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）起立全員です。

したがって、議案第 45 号は原案のとおり承認されました。

日程第９、議案第 46 号「森町固定資産評価委員の選任について」を議題とします。

本案については、副町長の一身上に関する事件であると認めら

れますので、副町長の退場を求めます。

（　退　　場　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）職員に議案を朗読させます。

（　職　員　朗　読　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町　　長　（　太田康雄　町長　）ただいま上程されました議案第 46 号「森町固定資産評価員の選任について」、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第 404 条第１項において、「市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。」と規定され、また、同条第２項では、「固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。」と定められております。

森町固定資産評価員につきましては、これまで主に副町長を選任してきており、平成 30 年６月 12 日から前副町長であった村松弘氏が務めておりましたが、副町長を退任され、御本人から固定資産評価員について退任したい旨の申入れがあったため、新たな選任が必要になりました。

後任には、現副町長であり、深い知識と豊富な行政経験を有するとともに、経歴書にもありますように、磐田財務事務所での税務経験もあることから、永井雅也氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長	（　中根信一郎　議長　）質疑なしと認めます。 お諮りします。 本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。 御異議ありませんか。 （　「異議なし」という者多数　）
議　　長	（　中根信一郎　議長　）異議なしと認めます。 これから議案第 46 号を採決します。 本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。 （　起　立　全　員　）
議　　長	（　中根信一郎　議長　）起立全員です。 したがって、議案第 46 号は同意することに決定しました。 副町長の入場を許します。 （　入　　場　）
議　　長	（　中根信一郎　議長　）日程第 10、議案第 47 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。 （　職　員　朗　読　）
議　　長	（　中根信一郎　議長　）本案について、提案理由の説明を求めます。 町長。
町　　長	（　太田康雄　町長　）ただいま上程されました議案第 47 号「人権擁護委員候補者の推薦について」、提案理由の説明を申し上げます。 人権擁護委員は、人権擁護委員法において、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置くとされております。 本案は、現在、人権擁護委員として活動されている相羽公子氏が令和８年９月 30 日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

今回提案いたしました相羽公子氏は、現在１期目で、令和５年10月１日から人権擁護委員として人権相談や啓発活動を積極的に行っていただいております。また、小中学校教諭として長く勤務され、明朗・誠実な人柄で、地域の人々からの信頼も厚く、また、地域の事情に精通するとともに、人権擁護に関する見識も高く、委員の候補者として適任であると存じますので、推薦するものであります。なお、任期は令和８年10月１日から令和11年９月30日までの３年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思いは思います。

御異議ありませんか。

（　「異議なし」という者多数　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）異議なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり推薦に同意することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　全　員　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）起立全員です。

したがって、議案第47号は同意することに決定しました。

日程第11、議案第48号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（　職　員　朗　読　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）本案について、提案理由の説明を求め

ます。

町長。

町　　長　（　太田康雄　町長　）ただいま上程されました議案第 48 号「人権擁護委員候補者の推薦について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員として活動されている山田廣氏が、令和８年９月 30 日をもって任期満了となり、退任することになったため、後任として新たに中村美幸氏を人権擁護委員候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

今回提案いたしました中村美幸氏は、長年にわたり森町役場に奉職され、在職中は社会教育係長として、人権教育や男女共同参画の推進に従事するなど、本町の発展に尽力いただきました。明朗・誠実な人柄で、地域の人々からの信頼も厚く、また、地域の事情に精通するとともに、人権擁護に関する見識も高く、委員の候補者として適任であると存じますので、推薦するものであります。なお、任期は令和８年 10 月１日から令和 11 年９月 30 日までの３年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思いは思います。

御異議ありませんか。

（　「異議なし」という者多数　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）異議なしと認めます。

これから議案第 48 号を採決します。

本案は原案のとおり推薦に同意することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　全　員　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）起立全員です。

したがって、議案第48号は同意することに決定しました。

日程第12、議案第49号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（　職　員　朗　読　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町　　長　（　太田康雄　町長　）ただ今上程されました議案第49号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に定められている、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額の改定がなされたため、本条例における葬祭補償の定額部分の額を改正するものでございます。なお、公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

失礼しました、質疑はございません。２日目となります。

日程第13、議案第50号「令和８年度森町一般会計補正予算（第２号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（　職　員　朗　読　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）本案について、提案理由の説明を求め

ます。

町長。

町　　長　（　太田康雄　町長　）ただいま上程されました議案第 50 号「令和８年度森町一般会計補正予算（第２号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、森第１放課後児童クラブのエアコン修繕、旧周智高等学校跡地における都市公園整備関連業務委託及び林道大尾大日山線災害復旧事業の経費計上でございます。

森第１放課後児童クラブエアコン修繕につきましては、不具合が生じているエアコンを夏場の高温時期を迎える前に早期に修繕するため、都市公園整備関連業務委託につきましては、令和９年度当初予算への工事請負費計上に向け早期に着手するため、林道大尾大日山線災害復旧事業につきましては、国との変更協議が完了次第、事業着手に向けた手続を円滑に行いたいため、先議をお願いするものでございます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 297,120 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,975,500 千円とするものであります。

６ページ、第２表繰越明許費につきましては、林道大尾大日山線災害復旧事業につきまして、事業量が多く、工期を考慮しますと、令和８年度中に事業完了が見込めないことから十分な工期を確保するため、令和９年度に繰り越し、事業を実施できるよう設定するものでございます。

７ページ、第３表地方債補正につきましては、まず、１の追加でございますが、農林水産業施設災害復旧事業につきましては、林道大尾大日山線災害復旧事業の財源として追加するものでございます。

次に、２の変更でございますが、一般補助施設整備等事業につきましては、森町都市公園実施設計業務委託の財源として限度額を増額するものでございます。

緊急自然災害防止対策事業につきましては、森町都市公園地下貯留施設実施設計業務委託の財源として限度額を増額するものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

９・10ページ、３款２項４目、児童福祉施設費1,085千円につきましては、森第１放課後児童クラブのエアコンが経年劣化に伴い室温管理ができない状態であるため、修繕を行う費用でございます。

８款４項４目、公園費46,000千円につきましては、旧周智高等学校跡地における森町都市公園整備の実施設計業務及び近年の豪雨による浸水対策のため、公園内に地下貯留施設を整備するための実施設計業務の委託料でございます。

11款１項２目、林道災害復旧費250,035千円につきましては、令和６年２月に被災した林道大尾大日山線災害復旧事業の経費計上でございます。本事業の状況につきましては、別紙参考資料経過表も御覧ください。予算としましては、令和６年度に災害復旧事業費を計上し、令和７年度へ繰越明許し、令和８年度に事故繰越しをしております。この事故繰越しに係る事業費は、第１回目の重要変更に基づく事業費として契約を締結しておりますが、事業を進める中で崩土により不可視であった部分の被災が判明し事業量が増となったことから、再度国との変更協議（第２回の重要変更）が必要となり、現在協議を進めております。当復旧事業につきましては、残事業量も多く、工期を考慮しますと、事故繰越し予算の執行期限となる令和８年度末までに事業が完了できない見込みとなるため、現在完了している工事と残事業に係る工事に分け、事業を実施することといたしました。このような状況から、不可視であった部分の被災が判明し事業量が増となる、残事業に係る事業費について、改めて予算を計上するものでございます。なお、先ほど報告事項で報告した事故繰越し計算書につきまして

は、今回の補正予算に振り替える経費が一部計上されていることとなりますが、現契約につきましては、国との協議が整い次第、減額の変更契約を行う予定であることを申し添えます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

５・６ページ、15款２項１目、総務費国庫補助金9,498千円につきましては、森町都市公園実施設計業務について、地域未来交付金の拠点整備事業として内示を受けましたので、計上するものでございます。

２目、民生費国庫補助金333千円及び16款２項２目、民生費県補助金333千円につきましては、森第１放課後児童クラブのエアコン修繕に伴う国・県の補助金でございます。

16款２項９目、災害復旧費県補助金248,000千円につきましては、林道大尾大日山線災害復旧事業に伴う補助金でございます。なお、当事業につきましては、激甚災害に指定されていることから、補助率が99.2パーセントに嵩上げされていることを申し添えます。

19款２項７目、ふるさと応援基金繰入金1,002千円につきましては、森町都市公園実施設計業務委託における国庫補助金及び町債を差し引いた残額に対して、ふるさと応援基金を充当するものでございます。

20款１項１目、繰越金854千円につきましては、財源調整に係る前年度繰越金でございます。

22款１項６目、土木債35,500千円につきましては、森町都市公園地下貯留施設実施設計業務委託に対する緊急自然災害防止対策事業債27,000千円と森町都市公園実施設計業務委託に対する一般補助施設整備等事業債8,500千円でございます。

９目、災害復旧債1,600千円につきましては、林道大尾大日山線災害復旧事業に対する農林水産業施設災害復旧債でございます。

以上が、令和８年度森町一般会計補正予算（第２号）の内容で

ございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）日程第14、議案第51号「令和８年度森町一般会計補正予算（第３号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（　職　員　朗　読　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町　　長　（　太田康雄　町長　）ただいま上程されました議案第 51 号「令和８年度森町一般会計補正予算（第３号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 17,019 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,992,519 千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

７・８ページ、２款２項３目、移住促進費 1,000 千円につきましては、令和７年度に実施した二地域居住推進事業に伴う調査の結果、二地域居住の拠点として利活用が見込まれることが確認された物件について、権利関係の整理や残置物処分を行うための委託料でございます。

３款１項２目、国民年金事務費 1,161 千円につきましては、子ども・子育て支援法の改正により、令和８年 10 月から育児を行う父母の国民年金保険料が免除される制度が始まることに対応するため、国民年金システムの改修を行う委託料でございます。

４目、老人福祉費 1,034 千円につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修業務委託料に対する介護保険事務費繰出金でございます。

４款１項２目、予防費 9,161 千円につきましては、こども医療費助成事業等の受給者資格確認について、現在は紙の受給者証の

みにより資格確認を行っておりますが、今後は、マイナンバーカードを利用した資格確認を行うことができるよう、医療費助成システムの改修を行う委託料等でございます。

９・10 ページ、10 款６項４目、文化財保護費 597 千円につきましては、４月 29 日にオープンした旧藤江勝太郎家住宅を拠点として、地域資源を活用した歴史文化や取組を発信するために、城下の歴史と文化に関する展覧会を開催するなど、遠州の小京都リノベーション推進計画を推し進めるための経費を計上するものでございます。

11 款２項１目、公共土木施設災害復旧費 4,000 千円につきましては、令和８年４月９日から 10 日にかけての豪雨など、連続雨量 80 ミリメートル以上を記録した日が複数あり、崩土撤去や倒木処理などの対応を行った結果、現予算の執行残がわずかとなっていることから、今後の台風シーズンに備え、崩土除去等作業手数料を追加するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

５・６ページ、15 款２項１目、総務費国庫補助金 500 千円につきましては、地域未来交付金のソフト事業で、二地域居住推進事業に対する国の補助金でございます。

３目、衛生費国庫補助金 4,565 千円につきましては、医療費助成システムの改修委託料に対する国の補助金でございます。

３項２目、民生費委託金 1,161 千円につきましては、国民年金システム改修委託料に対する国庫支出金でございます。

19 款２項７目、ふるさと応援基金繰入金 597 千円につきましては、遠州の小京都リノベーション推進事業に対して、基金から繰り入れるものでございます。

20 款１項１目、繰越金 10,196 千円につきましては、財源調整に係る前年度繰越金でございます。

以上が、「令和８年度森町一般会計補正予算（第３号)」の概要でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議　　長	（　中根信一郎　議長　）ここでしばらく休憩をいたします。 （　午後　２時３４分　～　午後　２時４５分　休憩　）
議　　長	（　中根信一郎　議長　）休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第15、議案第52号「令和８年度森町介護保険特別会計補正予算（第１号)」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。 （　職　員　朗　読　）
議　　長	（　中根信一郎　議長　）本案について、提案理由の説明を求めます。 町長。
町　　長	（　太田康雄　町長　）ただいま上程されました議案第 52 号「令和８年度森町介護保険特別会計補正予算（第１号)」について、提案理由の説明を申し上げます。 本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,068 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,406,037 千円とするものであります。 それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。 ７・８ページ、１款１項１目、一般管理費 2,068 千円につきましては、介護保険施設やショートステイを利用する際に発生する低所得者の食費及び居住費の負担限度額の引上げに伴う介護保険負担限度額認定証の様式変更等に対応するため、介護保険システム改修の経費を計上するものでございます。 続きまして、歳入について御説明申し上げます。 ５・６ページ、３款２項６目、システム改修事業費補助金 1,034 千円及び７款１項４目、事務費負担金等繰入金 1,034 千円につきましては、介護保険システム改修に係る国庫補助金及び一般会計繰入金でございます。 以上が、令和８年度森町介護保険特別会計補正予算（第１号）の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議　　長	（　中根信一郎　議長　）日程第16、議案第53号「第10次森町総合計画基本構想の策定について」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。 （　職　員　朗　読　）
議　　長	（　中根信一郎　議長　）本案について、提案理由の説明を求めます。 町長。
町　　長	（　太田康雄　町長　）ただいま上程されました議案第53号「第10次森町総合計画基本構想の策定について」、提案理由の説明を申し上げます。 第10次森町総合計画基本構想案の策定につきましては、町民アンケート調査や中学生アンケート調査、ウェルビーイングアンケート調査、町内６地区における森町と語る会、森町まちづくり検討会、ＡＩを活用したオンラインワークショップの開催など、様々な手段を講じることにより、町民や森町に関わる人の御意見をお聴きし、計画検討の一助といたしました。 基礎調査等を踏まえて、基本構想の素案を作成し、森町総合計画審議会に諮問いたし、当審議会におきまして、活発な御議論と貴重な御意見をいただきました。これらを踏まえた修正を加えたうえで、令和８年４月27日に当審議会から答申をいただいたところでございます。この基本構想案は、当総合計画審議会からの答申に基づき提案するものであり、森町の将来像及びこれを達成するために必要な施策の基本方向などを定めたものであります。 森町総合計画の策定等に関する条例第６条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。なお、上程しております第10次森町総合計画基本構想案につきまして、議決いただいた暁には、今年度中に第10次森町総合計画を策定し、その計画に沿った町政の運営を議員の皆様をはじめ、町民の皆様とともに進めてまいりたいと考えております。 以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議を

お願い申し上げます。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）日程第17、議案第54号「建設工事変更請負契約の締結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（　職　員　朗　読　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

議　　長　（　太 田 康 雄　町長　）ただいま上程されました議案第54号「建設工事変更請負契約の締結について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和７年度交通安全対策事業、町道新田赤松線改築工事（その１）の建設工事に係る変更請負契約の締結でございます。

本工事につきましては、令和７年６月５日に周智郡森町睦実1400番地を所在地とする竹初建設株式会社、代表取締役、竹下宣行と契約いたしましたが、発生土処分と鉄筋構造物の取壊し及び処分の増加により、当初の契約金額4,675万円を574万2,000円増額し、変更後の契約金額を5,249万2,000円といたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

工事の主な変更内容でございますが、残土処分にあたり、現場発生土が当初設計による想定に比べ、軟弱土で含水率も高いことから、処分費の土質条件を第３種発生土から第４種発生土に変更する必要が生じたことによる増額であります。また当初設計において鉄筋コンクリート構造物の取壊し及び処分について1.4立方メートルで計上しておりましたが、試掘、路床入替え時に新たな鉄筋構造物が確認されたため、58.2立方メートル増加し、59.6立方メートルに変更するために増額となるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議　　長	（　中根信一郎　議長　）これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 ８番、川岸和花子議員。
８番議員	（　川岸和花子　議員　）今回 574 万 2,000 円の増額ということですけれども、その土質が第３種から第４種になることで、金額の変化があるのかどうかということと、その鉄筋の部分というのはどういうものなのか、どこの部分なのかということを伺います。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）建設課長。
建設課長	（　緩鹿英文　建設課長　）建設課長です。 川岸議員の御質問にお答えします。 まず今回の増額の理由となりました残土処分につきまして、先ほど提案理由でも説明したとおり、３種で想定したものから４種の土質になったということになります。これについては、この３種と４種の違いとして、含水率ということで、水分をどれだけ含んでいるか、そういったところの検討が必要になってくるということで、３種の発生土ですと、そのままで埋め戻し等に使えるような土質のものになります。これが４種の発生土ということで水分を多く含んでいまして、軟弱土になってくるということになりますと、そのままでは工事等で使うことができないということで、再利用が難しいということで処分費がかかってくるということになります。また同時に、処分場についても、当初については、その３種の発生土ということで、中川下の工業専用地域のところで、杉本金属さんが今、正光建設さんが工事をやっているところがありますけど、そこの埋め戻しの土として使えるということで想定をしていたということですけど、４種でその埋め戻しに使えなくなるということで、県の協同のプラント、袋井市の友永、広域沿いにあるところ、そこに処分をするということになったために、費用が増額になってしまったということになります。 続いて鉄筋構造物について、どういうものかということですけど、当初見ていたのが目視で確認できる都市下水路が入っている

ところ、そこに鉄筋が入っている構造物があるというところで、部分的に確認できたところについては、鉄筋の構造物で見ていたわけですけど、その後のその先、下流については、暗きょになっているというところと、あと今の工事でやっています森小学校の正門付近のところにありますけど、その暗きょの部分が当初、無筋の鉄筋が入っていない構造物で想定をしていました。そこが試掘等をしていく中で鉄筋が入った、有筋のコンクリート構造物が出てきたというところで、その分のガラ処分ということで増額になっているということになります。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）８番、川岸和花子議員。

８番議員　（　川岸和花子　議員　）掘ってみないと分からない部分も多かったのかなということも思いますが、この費用というのは令和７年度の新田赤松線の工事ですが、この繰越明許された部分かなと思いますが、ここで認められると、この部分の工事はいつ頃終わる予定でしょう。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）建設課長。

建設課長　（　緩 鹿 英 文　建設課長　）建設課長です。

川岸議員の再度の質問にお答えします。

提案理由にもありましたとおり、令和７年６月５日に当初契約をしました。その後、工事の変更等をしまして、また資材等の搬入等の調整が遅れるということがあったり、あと補償工事で行っています小学校のところの工事との調整等もありまして、令和８年度に繰越しをしまして、今事業を行っていたということになります。工期としましては、６月 10 日の工期ということにしておりますが、現場は既に終わって、概ね完了しております。ですから、今回これで変更の議決をいただきましたら、そういう契約を結びまして、その後完成ということになってまいります。一応工事としては終わっているということになります。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

12 番、西田彰議員。

12番議員	（　西　田　彰　議員　）工事の設計時点で目視できるところには鉄筋があった、つまり暗きょの部分にもあるのではないかという予想はつかなかったのでしょうか。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）建設課長。
建設課長	（　緩鹿英文　建設課長　）建設課長です。 西田議員の御質問にお答えします。 議員おっしゃるとおり、当初の設計においては、業務委託で設計を行っておりました。町としても現場も確認しながらということで、まず先ほど言った目視で確認できるところは有筋の鉄筋が入っているというところで判断できたわけですけど、その下流部について、元々想定していたものよりも量も多かったというところで、どういう構造物が入っているかというところも排水路、都市下水路という中で整備はされていたということですけども、かなり昔のものでして、どういった構造物が実際に入っているかが、その鉄筋構造に入っているところとちょっと離れたというか、下流になったものですから、そこの確認が取れていなかったというところで、まずその時には、無筋の構造物として考えていたと。ただ試掘をする中で判明したということで、今回のこの変更になってきているという状況になっております。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）12番、西田彰議員。
12番議員	（　西　田　彰　議員　）普通は想定して、そこにもあるのではないかというような見積もりですから、実施設計なのでやっておけば、お金が安くできたということも考えられたわけなので、その辺はちょっと今後のこの工事の中においても、もう明らかに目視で鉄筋があったというのはもう分かっているところがあるのだから、それに続いていれば可能性はあると捉えていくべきだと思うのですけども。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）建設課長。
建設課長	（　緩鹿英文　建設課長　）建設課長です。 西田議員の再度の御指摘について回答します。

今、議員おっしゃるとおり、まず当初、そういった鉄筋の構造物として想定をするということも考えられたことですけど、当然そうなってきますと、当初の設計から金額的にかなり大きくなってくるというところでありまして、今回は検討する中で、あくまでも本当に試掘というところでやっていく中では、想定していなかった部分もあったということで、これが判明したということになります。

議員おっしゃるとおりのところで、今後、設計等にあたっては、その辺も含めて、精査しながら進めていきたいと考えております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

８番、川岸和花子議員。

８番議員　（　川岸和花子　議員　）この 574 万 2,000 円の増加の分は収入としてはどの部分から、財源は何になりますか。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）建設課長。

建設課長　（　緩 鹿 英 文　建設課長　）建設課長です。

川岸議員の御質問にお答えします。

今回のこの増額分につきましては、まず当初の交通安全対策事業ということで、国の補助事業を使って事業を進めておりまして、その事業費を令和８年度に繰り越して事業を進めているという中での変更になりますので、基本的には、この国庫補助事業の財源を充てながら事業をしているということになります。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）討論なしと認めます。

これから議案第 54 号を採決します。

議　　長	本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 （　起　立　全　員　） （　中根信一郎　議長　）起立全員です。 したがって議案第54号は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了しました。 次回の議事日程の予定を報告します。 ６月９日午前９時30分、本会議を開き、議案に対する質疑を行います。なお、議案第50号の補正予算については、質疑、討論、採決を行います。 本日はこれで散会します。

（　午後　３時　８分　散会　）